

# 哲學研究

第五十三號

第五卷  
第八冊

## 原始僧團に於ける比丘の極重罪

手 島 文 倉

- (一) 戒律の起源。——(二) 戒律の性質。——(三) 小乘戒相一般。——(四) 波羅夷罪  
(五) 制戒因縁。——(六) 評論。

### (一) 戒律の起源

佛の當時の原始僧團は、凡そ五種類の出家が混集せる和合團體であつた。五類とは比丘、比丘尼、式叉摩那、沙彌、沙彌尼、即ち之れである。此の内、最上位に在つて、佛の最も理想的出家と認められた比丘に就て、彼等の上に加へられた極重罪としての制戒は如何なる性質の者であつたか、如何にして成立したか、此等の事情を少し考究して見たいと思ふのが、此の拙稿の主意である。云ふ迄も無く、佛の弟子は在家出家に亘つて居つて、在家男女の俗弟子たる優婆塞、優婆夷と、出家の五類とを併せて之を七衆

の弟子と呼んで居たが、原始佛教の性質から見ると、此等七衆の内、在家よりも出家を、出家中でも、他の四類より特に男子出家の沙門比丘を、最も重視した所であるから、今比丘の極罪を研究して見る事は、原始僧團の歴史なり性質なりを考ふる上に、寔に意義ある事と云はねばなるまい。詳しくは、戒律全體の概意を併述せねばならぬのであるけれども、今、其の餘裕の無いのと、比丘重罪の研究に依て、多少、他の一般を想像し得るとの理由の下に、此には簡短に要意を述ぶる事とする。

先づ、比丘の重戒を論ずる前に、戒律の起源を一考して置かう。佛は成道後、鹿野苑に於ける初轉法輪に際して、五比丘に説くに四諦の妙理を以てしたが、其の四諦の要は佛教の究竟解脱に導く可き八正道の修習を勸説するに外ならなかつた。此の八正道は即ち戒律一般の淵源樞府たる者で、個々の戒は此處から出た枝葉に過ぎぬ。八正道とは正見(Right views) 正思惟(Right aims) 正語(Right words) 正業(Right behaviour) 正命(Right mode of livelihood) 正精進(Right exertion) 正念(Right mindfulness) 正定(Right meditation and tranquility)の八法で、歸する所、身口意の三正業に外ならぬ。而して、其の修習過程が、身口より意を重んずるに在るは、心に出で、心に歸する順次を見ても明であると思ふ。此が原始佛教の性質を考ふる上に極めて重大な意義を持つのである。加之、

八正道は佛の獨り創説始示せられた所ではなく、遠き過去の六佛も、等しく斯道を教へ、佛の今宣説する所、彼と寸毫悖らないと證言されて居る程、大なる背景を以て權威を現ぜられたに拘らず、餘りに表象的、理論的であつて、原始の僧團日常生活を律すべき規範たるに高尚過ぎる觀がある。左れば、後年、佛弟子の漸く其の數を増すにつれ、理論として數ふる所は、依然、八正道の修習に在つたけれども、實踐的の規範、戒律としては、其の必要に會する毎に漸次、重大なる戒律から結制せられ、以て輕小律に及び、年と俱に戒律個條を増加し、類似事件の再發毎に、必要なる増補訂正を敢行して來たのである。斯くして成立した者を、當時の佛徒は、一々暗誦記憶せん事を勤め、以て之に順應従行せん事を念として居たが、佛の入滅の頃には、戒文數百個條の夥しきに及んだと云ふ。佛の滅後、數月にして佛典の第一結果を行ふに至り、長老優波離、一切の戒律に關する要項を記憶して居つて、之を誦出し、佛徒は之を會誦強記して後年に傳へ、數百年の後、之を文字に依て記載するに及び、佛教各派の、相互多少の相違を以て傳へたる諸種の律藏が今日吾人の見る如き小乘律として存するに至つた譯である。

## (二) 戒律の性質

戒律は正順解脱の本で、悟りに到る必然の過程と做されて居るから之を一步極言すれば、持戒即解脱、放逸即生死轉廻となる。佛は曾て舍衛國の給孤獨長者園に在り、比丘を誡めて一偈を説く。

“*Appamādo amanāpadāni paṇādo macceṇṇo padāni, appamattā na miyaṇṇi ye paṇattā yathā matā.*”

《不放逸は涅槃の道、放逸は死の道。精進なる者は死せず、放逸なる者は(生くるも)猶ほ死せるが如し。》『戒爲甘露道、放逸爲死徑、不貪則不死、失道爲自喪。』

此に所謂、不放逸は持戒修行を意味する。而して其の持戒は、理論的の八正道より、寧ろ實踐的の日常生活個々の戒を指す。故に、此に論せんとする戒律の性質とは、理論的の者でなく、實際的の個々の戒に就いてある。蓋し、現存する小乘律本の中には、暗々裡に八正道を源泉として居る事を見るが、現實には之を包含せず、實際的、具體的の戒相のみを説明して居るから、吾人が此に説かんとするも、此の範圍の要部であるから、具體實踐的戒相の性質を論じ度いと思ふのである。

一體戒と律とは多少の區別が考へられぬでもない。戒即ち尸羅(*śīla*)は、哀象的性質を負び之を具體化した者は戒文即ち式叉波陀(*śikṣapāda*)と云ふ。律即ち毘那耶(*Vinaya*)と云ふ者も、哀象的意味が有つて、之を具體的に編輯された者を律藏(*Vinaya-*

(pīṭaka)と云ふ。又、戒は佛より名け、律は弟子より名く。又、個々の制戒の意義を戒と呼ぶに對し、律は戒の集蒐を意味する事もある様に思ふ。然し、總じて云へば、戒律は即ち行爲の規範(Norm)の義となつて居る。人或は云ふ、原始戒律は消極的、不應作の性質を多量に負ひ、積極的、應作の法に乏しと。或る程、一見、此の感無き能はずであるが、夫は、恐らく、小乗波羅提木又(pāṭimokkha)の戒相から評した詞であるらしく、未だ全般を評する穩當な論とは見られない。或は傳に依るに、第一結集の時の律は二部の律を會誦したとある所から、二部は即ち、比丘、比丘尼の大戒のみを結集したのであらうと思ふも當然であるが、之れ丈けなら、消極的禁止の義が多量であると見ても差支無からう。然し、現存の律本に見るに、僧尼具足戒は律三分中の一分に相當する者で、此の禁止の一部に對し、積極的、應作を説ける他の二部がある。律宗高僧の詞を借りて云へば、前者即ち僧尼具足戒の一部を止持戒、止惡門と呼ぶに對し、後者即ち二十掇度の一部を、作持戒、修善門と云ふ。掇度(Skandha)は分類せる章の義であるが、原始僧團の日常儀式作法の一切を網羅して有る。殘る第三部は附屬(Paṭivāra)と云つて、前二部の樞要を摘抄した形である。此の第三部の如きは或は後世の附加物であるかも知れぬが、第二部の作持戒、修善門は、慥に律の積極的方面を記した者に外ならぬ。之が假令、

第一結集の時、無かつたらしく想はるればとて、直に、原始戒律は禁止の法のみと速斷してはならぬのである。佛の在世、實際に戒律と呼んで居た者は、多く禁止法の義であつたかも知れないが、吾人が今日用ふる戒律の語義の内には、消極積極の二面を持つて居る事を忘れてはならぬ。以上は、戒律の一般性質として述べたのであるけれども、此には主として禁止的方面よりせる比丘の極罪を説き、之に關する積極的處分方面には餘り多く觸れない積りである事を一言斷つて置く。

### (三) 小乘戒相一般

古來、律宗の學者は四律五論を以て、其の所依と信じて居るが、共に現存漢譯中に傳はる律部の名である。四律には自ら二種の根本的系統があるので、即ち上座部系の律と大衆部系の夫れとである。前者に屬する者は、說一切有部(薩婆多部, *Sarvāstivāda*)の「十誦律」六十一卷、及び義淨譯の十數種の毘奈耶と、化他部(彌沙塞部, *Mahīśāsaka*)の「五分律」三十卷と、法藏部(曇無德部, *Dharmagupta*)の「四分律」六十卷と、以上の三種であり、後者即ち大衆部に屬する律は、摩訶僧祇律四十卷があるのみである。以上四律の外、前系統に屬する者に、飲光部(迦葉毘部, *Kāśyapa*)の「解脫戒本經」一卷があるが、之は可惜、廣本

傳らずして、名の示す如く波羅提木叉のみが残つて居る者である。之を總稱して、古來、小乗五部の律と云ふ。何れも、根本は、第一結集に於ける優波離の誦出した、八十誦律に出る者で、小乗二十派中、各々主なる傳持師主の見界に依て、多少の異見を生じた所から、別に律部を構ふるに至つたのである。否、寧ろ、此等律傳の相違が主因となつて、小乗各派の分裂を惹起したと見る方が穩當であらう。而して、此等五律の漢譯されたのは、義淨を除く外、大概、西曆四〇〇年代の前半である。(義淨譯諸律は、七〇三—七一〇年の間に出了)。次に、所謂、五論とは、律部に關する註疏の類、五部を指すので、何れも比較的後世の佛徒の作である。其の名は、毘尼母論八卷、薩婆多部毘尼摩得勒伽十卷(薩婆多部律に依る)、「善見律毘婆沙」四分律を解釋すと云ふ。「薩婆多毘尼毘婆沙」九卷(十誦律を釋す)及び「律二十二明了論」一卷(正量部律に依る)である。而して、此等五論の支那譯年代も、西曆四〇〇年から五六八年に至る間で、大體、五世紀の者と做して差支無い。然れば、義淨及び眞諦の「明了論」を除く外の五律四論は、悉く西曆五世紀の漢譯となる譯であるから、律宗からは云ふ迄もなく、今日の吾人が小乗律を手にし得る大部分は、此の間の恩澤に餘程感謝せねばならぬ事と思ふ。其の他、外國譯の律本もあるが、夫の内、特に權威の有るは南方巴利律藏である。之は前世紀末葉、獨逸

の一大學者に依て全部の原本刊行せられ、現に吾人律研究の羅針盤をなして居る者である。以上の諸律は、漢譯たると巴利譯たるとに論なく、何れも源古く、佛滅後百年から二百年乃至三百年位の間に、印度の佛教徒に依て結集纂集せられた者で、今日學者の律研究を導く無價の珍寶である。此等律廣本の外、此内の式又波陀のみを抄出した、波羅提木叉〔Pāṭiśālā〕の如き、或は儀式作法に關する羯磨〔Kamma〕作事成辦〔Kamma〕の如き者等もあるが説明を略する。但、波羅提木叉〔Pāṭiśālā〕は、原始僧團の最も重んじて暗誦憶念した所で、毎月、新月満月の日、僧衆相寄つて誦出懺悔の布薩〔Uposatha〕式をやつたと云ふ事であるから、何れ獨立した形の者であつたらうと思はるゝ。(凝然大徳が、誤つて「摩訶僧祇律」を根本上座部の律と云つたのは、宜しく心して訂正せねばならぬ)

一體、古い歴史に見るに、偉大なる人格、及びその教説を解釋せんとするに、二種の仕方があるので、随つて、之を後世に傳ふる上にも、自然二派の別を生ずるのは、勢の免れぬ所であると思ふ。律に上座部系、大衆部系の二派が有るのは、何故であるか、其の由來を考へて見るに、亦、此の論法で解せられるのである。例之、孔子の政治思想を解せんとするに春秋三傳の別を生じたが如く、又、其の歿後、儒學を傳へんとするに、曾、子、孟、に及ぶ傳道派と子、子弓、荀子に流れし傳經派と、相分れ相争ふ事百年、千年に非る如

くて、一は形式を傳へ、文字を殘さんとするに反し、他は内容を重んじ、精神を捉へんとする者である。兩者、其の目的を同じうして、其の立脚地を異にする。斯る例は西洋哲學にも其の例に乏しくない。ヘーゲル學徒の左右兩黨の如き好例である。基督敎にも其の例は多々ある。否、寧ろ、一般の思想發展は、之に據つて正、反、合の進歩を致すのであらう。事彼の哲學者と俱に、吾人の正しく是認する所であかるら、佛敎の思想發展に於ても、豈獨り、之に漏るゝ譯があらう乎。小乘律に二系有る如く、經にも論にも、同様の二系、或は進んで、其の折衷、思想まで現出するに至つて居るが、其の本源は既に業に、第一結集の時に胚胎して居る。彼の大迦葉が結集の大業を畢るや、上座富樓那は五百の弟子と俱に漸く到着した。迦葉の徒、結集の結果を以て富樓那に示し、其の持律奉戒を強ゐるや、富樓那、色を爲して曰く、『一切は忍ぶ可きも、唯八事を除く。我は親しく世尊に聽き、奉持して忘失せず。我は唯、我が確信するまゝに持せんのみ。』と八事は實に戒律に關する要件で、大迦葉が形式を嚴守せんと主張せるに反し、彼は佛の精神を捉へんとした。此の物議、未だ分派を現する程に激烈ではなかつたと云ふものゝ、後來、上座、大衆、二律の分裂、延いて小乘大乘の夫れさへ、源此に發せりと云ふも過言でない。此等の點は、戒律の性質として論究するが適當であらうが今は二種

の律を説明する便宜上、此處に説く。而して、此の形式、内容の二面は大衆部律を他の律と比較すれば、直に一目瞭然たる者がある。例證は後に譲るが、大乘思想の萌芽が既に、摩訶僧祇律に彷彿たりとは、吾人の尠なからず興味を感ずる所である。

以上の五律五論及び此に就ての和漢註疏は、小乘律研究の中心ではあるが、其の他、小部の經律中にも、是非參考照鑷すべき者がある。今、此等に據つて、小乘戒の種類を説明して置くのは、比丘の重罪が如何なる位置にあるかを見る上に必要と思ふから、極簡短に要言する。

佛弟子に七衆の別ある事は、前述の如くである。而して、原始戒律は、此の七衆に應じて順次、難易深淺の度を異にする諸種から成立して居る。在家白衣の男女は五戒を奉持せねばならぬ。不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不飲酒が即ち之である。在家の人、一日一夜、出家戒を持たんとする者は、八齋戒を持せねばならぬ。之は即ち在家にして准出家の功德を積まんとする者であるから、五戒より更に難行である。殺生、不與取、非梵行(姪)、虛誑語、飲諸酒、塗飾鬘、歌舞歌觀聽、眠座高廣、嚴麗床上、食非時食の八惡を避くるを八齋戒と云ふ。以上は在家に就てゝあるが、次に出家の五衆に就いて云ふと、若し僧團成立の順から云へば、比丘最先で次に比丘尼も出たのであるけれども、比丘

比丘尼は俱に僧團の最高權威で、之に到るには容易でないから、一定の年齢に達せぬ出家のために、準備階段を設けたのである。男に在つては沙彌、女子に在つては沙彌尼と云ふ。俱に十戒を受持せねばならぬ。十戒は大體、八齋戒に似た内容で、更に、不得捉錢金銀寶物の一項を加へた位に過ぎぬ。沙彌、沙彌尼の修學其の宜しきを得、一定の條件完備するを待つて試験檢定の上、比丘、比丘尼の大戒を受持せしむる。但し、比丘尼は比丘よりも、修行進み難い者であるから、今一つ、沙彌尼の上に、式又摩那と云ふ豫備階段がある。式又摩那は一定年間、六法戒を受持し、胎の有無を檢せられて、比丘尼に進む。六法戒とは、染心相觸、盜人四錢、斷畜生命、小妄語、非時食、飲酒の六法で、十戒奉持の上に、更に此の六法を慎しまねばならぬ事となつて居る。最後に比丘、比丘尼の具足戒であるが、之は古來、太數を示して比丘二百五十戒、比丘尼五百戒と云つて居るけれども、各々傳ふる所の律内容に依り、其の數必らずしも一定して居らぬ。但し、比丘尼具足戒が五百未滿で、凡そ三百五十戒前後なる事は確である。比丘の二百五十戒相を列すると、四波羅夷、十三僧殘法、二不定法、三十尼薩耆波逸提、九十波逸提、四提舍尼、百衆學、七滅諍の八段となる。之を更に五篇門、六聚、七聚等に分類する法があるが略する。比丘尼戒は、先づ之に准ずる者で、八波羅夷、十七僧殘、三十捨墮、百七十八

單墮、八提舍尼百衆學、七滅諍と云つた七段である。其の數は逆も一定せぬが、大體に於て、比丘尼戒が如何に複雑嚴密になつて居るかを瞥見するに足らう。而して、具足戒相の順次は重戒より漸次輕小律に及ぶ事に、大體上成つて居るから、以て波羅夷罪が如何に一切戒律中の最重罪になつて居るかを想見するに足ると思ふ。今、此等戒相の意味を一言し、次に七衆と戒律との對照表を附して置く事としよう。

波羅夷——斷頭と譯す。最重罪にして絶對的放逐罪の意。再び僧尼たるの資格を有し得ざる者とす。

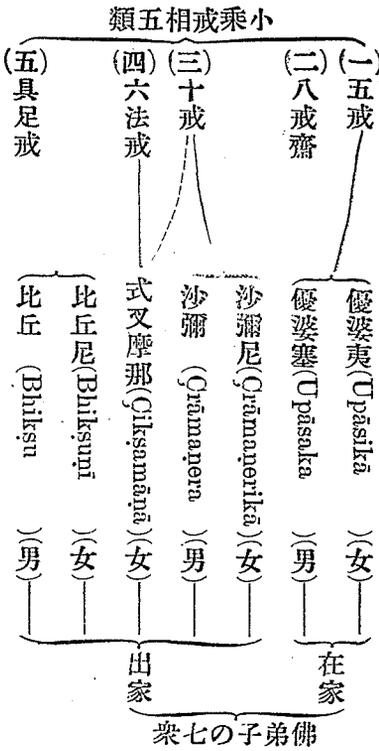
僧殘——一時僧伽の籍を除く罰則。僧伽の末座に貶され、頻死の者の僅かに殘命を存するが如し。波羅夷に次ぐ重刑なり。

二不定——犯罪目擊者の意見に依て、波羅夷、僧殘、波逸提の何れかに決するもの。事件は男女間の問題にして、豫め決定し置き難さが故に不定と云ふ。

尼薩耆波逸提——波逸提は墮と譯す。墮獄の因なれば此の名あり。尼薩耆は盡捨と譯す。即ち不法所得の財物を盡く僧伽に施與すべきが故に盡捨墮と稱し、僧權喪失の刑に會ふ。

波逸提——向彼悔と譯す。懺悔を強要さるゝ罪なり。同じく墮獄の因なれど、之は懺

(四) 波羅夷罪



悔すれば足る程の輕罪なるを以て單墮と云ふ。

四提舍尼 — 衆中懺悔の法四を説く。

衆學 — 僧團日常生活に於て學ぶべき輕小作法の類多くを指す。之は能く學修し  
憶念せざれば、往々不知不覺の間に犯すを以て衆學即ち色迦夜法と名く。

滅諍法 — 僧團中に起りし問題の解決法七種を略述す。一切の疑問論争の消滅法で  
あるから滅諍法と云ふ。(以上原語の説明必要なれども煩を避けん爲め略す。

比丘の二百五十戒を具足戒(Upasampada)と云ふは、功德具足の義で、比丘尼の具足戒より佛の一層重要視した所である。事前述の如くである。比丘具足戒中、その最も重罪たる者は犯波羅夷の罪である。一度之を犯したる者は、制戒以前か、過失、亂心、狂心かの外、悉く出家沙門たるの資格を剝脱さるゝ者で、如何に懺悔するも再び救済す可らざる者である。波羅夷の意義に就ては、古來の解釋必らずしも一致して居らぬが、何れを見ても極重罪たる意味はある。「四分律」には、譬如斷人頭、不可復起、比丘亦復如是、是犯法者、不復成比丘故、名波羅夷」と説明して居るが、南方巴利律藏廣本(Suttavibhanga)の説明と酷似する。曰く、波羅夷とは即ち恰も斷頭人の彼の體を結合することに依ても生くる事不可能なる如く、同様に、比丘にして……法を實行しては、沙門に非ず、釋子に非ず、之を以て波羅夷と云ふ」と。(pārājiko hoti : seyyathāpi nāma puriso ssaecchinno abhābo tena sarirabandhanena jīvitun, evain eva bhikkhu…… dhammani paṭisevīvā asaṃaṇo hoti asakyaṇṭhiyo, tena vuccati pārājiko hoti.) 或は之を棄と譯する人もある。犯罪者を僧伽内法に收め得ず、之を外に棄去する義を取るのである。「僧祇律」には道果を退没する意味から退没と譯し、又、僧伽と俱に宿り、共に事に従ふを得ざる邊から不共住とも譯してある。南方律には不共住を説明して曰う、不共住とは、沙門の、同一羯磨、同一説

戒、同學するもの之を共學と名く。此の内、何れかを缺ぐもの、之を以て不共住と名けり。』(asānvāso'ti: samvāso nāma ekakrammani ekuddeso samasikkhātī, eso samvāso nāma, so tena saddhim n'āthhi, tena vuccati asānvāso'ti.) 或は又、阿鼻地獄に墮する因と云ふので墮落と譯する者もある。「十誦律が墮不如意處と譯せるも同義で、惡魔に打勝たれて苦處に墮陷する意である。俱舍論に他勝とある、亦之に似た意味で他人に依て打勝たれし義である。佛國の碩學ピルヌフ教授は、para(最勝の) + aj(放棄する) + ika || parājikaと説明し、即ち最高絶待の放逐罪の義に解したに對して、獨逸のロイマン教授は、之が原語梵文を pārīcika なりとし、耆那(Jaina)教の俗語 (prakṛt) にある pārīcika || para (最勝の) + ac (ācā 罪) + ika (即ち最勝の罪) の語の存するより想到し、彼と殆んど同時、同處の佛教も、此語を用ゐしなるべしと解釋して居る。今、詳しく語原論究の必要はないが、要之義淨の譯した「有部毘奈耶」に云ふ説明で、波羅夷の重罪なる事は最も明了であると思ふ。曰く、波羅市迦者、是極重罪、極可厭惡、可嫌棄、不可愛、若苾芻亦纔犯時、即非沙門、非釋迦子、失苾芻性、乖涅槃性、墮落崩倒、被他所勝、不可救濟、如截多羅樹頭、更不復生、不能鬱茂增長廣大、故名波羅市迦、と。

波羅夷の字義は、右に依て略明になつたと思ふが、所謂比丘の四波羅夷とは何であ

るか、之を説明せねばならぬ。即ち、姪、盜、殺人、妄語の四罪を指すのであるが、何故に此の四者が比丘として絶待に禁止されたか、又、何故に比丘尼は之に倍する八波羅夷を規定するに至つたか、之は大に意義ある問題である。之を解決する爲めには、最も公平に當時印度の社會事情を検査する必要があり、詳しく、制戒因縁を吟味して見ないと解らない事である。尙ほ、此等に關しては、最後の評論に於て述ぶる所があらうから今は略する。尙ほ、又、比丘の重罪に就ては、波羅夷のみに止らず、他にもある事を一言注意して置く必要がある。夫は即ち僧殘法と偷蘭遮と五逆罪等である。僧殘は波羅夷までは行かぬが、其の間一毫の差で、實に比丘たるの一縷の露命を辛うじて繼いで居るに過ぎない者である。偷蘭遮(Chullaceya: Sāhalyayas)は大障善道大罪麤惡罽過抔と譯する語で、具足戒の他の分類法たる六聚の一である。之は波羅夷罪や僧殘罪の企及して未だ遂げ得なかつた者、即ち未遂罪、中止犯の類を指すのである。波羅夷の研究には是非參考すべき事言ふ迄もない。五逆罪は在家出家を問はず、犯す者は無間地獄に墮すると云ふので五無間業とも云ふ。内には波羅夷に相當する性質の者もあり、僧殘に相應する性質の者もある。即ち淺輕より深重の順に云へば、殺父、殺母、殺阿羅漢、出佛身血、破和合僧の五罪である。然し、此等各種の重罪中波羅夷を以て

最上極重とするは、比丘を重んずる所以である。詰り、一切罪業中、比丘としては、四波羅夷以上の重罪は有られないので、漠然ではあるが原始僧團の規範が何如なる性質であつたかを示す興味有る問題となる。

「然らば、四波羅夷の戒文は、如何なる文面の規定となつて居るか」と云ふに、律に依て多少の相違は有るも極微細な字句の點に過ぎないから、今は代表的に、古來律宗の最も重んぜる「四分律」に依つて漢譯を見、南方律に依て巴利文を伺つて見度いと思ふ。

先づ第一波羅夷戒は不姪戒で戒文は次の如くである。

『若比丘、共比丘同戒、若不還戒、戒羸不自悔、犯不淨業、乃至共畜生、是比丘波羅夷、不共住。』  
南方巴利律は曰く、

“yo pana bhikkhu bhikkhūnam sikkhāsāḍḍhasamāpanno sikkhāni appaccakkhāya dubbajyam anāvīkavā mehuṃmaṃ dhammaṃ paṭiseveyya antamaso tiracchānagatāya pi, pārājiko hoti asañvāso.”

（凡そ比丘にして、比丘衆の教と生活とに入りて、教をも拒絶せず、無能力をも告白せずして、男女交媾の法を實行せん者は、假令、畜生を相手とするも、波羅夷罪にして、共に住す可らず。）

此の第一戒は、不姪戒で、或は不淨業の戒、非梵行 (abrahmacariya) の戒と云はる。在家五

戒の不姪戒の如くでなく、比丘は絶待不姪戒である。故に、比丘にして、戒を捨てずとも、持戒奉律の念減退せるを懺悔せずして不淨を行ふ者は、相手が人、非人(鬼神魔の類)、畜生たるの如何を問はず、波羅夷罪に觸るゝ者で、僧伽(sangha)から放逐され再び比丘となり得ない者となる。而して、其の不淨行の處は、男姓に對しては、大便道と口、女姓に向つては、大便道、小便道、口の三處である。其の他、詳細の規定があるが、夫は戒文解釋上の話で、後に譲る事としよう。

次に第二波羅夷罪は、盜戒即ち不與取を禁ずる事で、式又波陀は次の如し。

『若比丘若在村落、若閑靜處、不與盜心取、隨不與取法、若爲王、王大臣所捉、若殺若縛、若驅出國、汝是賊、汝癡、汝無所知、是比丘波羅夷、不共住。』

南方巴利律藏には曰く、

“yo pana bhikkhu gāmā vā arañhā vā adinnam theyyasanikhātāni ādiyeyya yathārūpe adinnūāne rājāno corāni gahetvā haneyyūni vā, bandhēyyūni vā, pabbhājeyyūni vā, coro ‘si bālo ‘si mūlho ‘si theno ‘sī, tathārūpāni bhikkhu adinnam ādiyamāno ayaṃ pi pārājiko hoti asani vāso.” (凡そ比丘にして、

或は村より、或は森より、盜む決心を作して、與へられざる者を取るであらう所の者は、即ち、斯く不與取の事に於て國王が盜賊を捉へ、汝は盜賊、汝は愚者、汝は癡人、汝は

盜者なりと云ひつゝ、或は打ち、或は獄に投じ、或は放逐するであらう如き斯る、不與取の比丘も亦波羅夷罪にして共に住む可らざる者である。」

此の戒は、人や畜生や三寶に屬する物の如きを盜取する事を禁ずるので、其の價額標準は、五錢或は直五錢の物若くば夫れ以上の物に限り、波羅夷罪となる内規である。此の標準は何處から來たかと云ふに、當時摩揭陀 (magadha) 國の法律で、約五錢程の金銀財物を盜む者は死刑になる定であつたから、佛は之を僧團規定中にも採用した譯である。即ち此の盜波羅夷は、僧伽に於ける死刑に相當する意味で、比丘としての生命を永久に失ふ罰である。故に、若し五錢以下の盜取に於ては、其の事情に依り、或は偷蘭遮となり、或は突吉羅罪になり、或は無罪になる場合もある。故に若し比丘にして、何れの處に於ても、五錢又は以上の者を盜取し、王、大臣等に依て捉へられ、誹謗苦痛を被る所の者は波羅夷となるのである。之を不與取 (adattitana) の極重罪と稱す。戒文中、國王、大臣に捉へられ云々と云ふ如きは、非常に注意すべき文句で、戒律と當時の一般社會との關係を想はしむる資料である。

更に第三重戒は不殺戒であるが但し此の殺は殺人に限るので、殺非人、殺畜生以下は別に規定がある。其の漢譯戒文は次の如し。

『若比丘、故自手斷人命、持刀與人、歎譽死快、勸死、咄男子、用此惡活爲、寧死不生、作如是心、思惟種々方便、歎譽死快、勸死、是比丘波羅夷、不共住。』

巴利律文は次の如し。

“yo pana bhikkhu soñicoa manussa viggalani jivita voropeyya sathaharakani vāssa pariyeseyya maraṇavaṇṇani vā saṇivaṇṇeyya maraṇāya vā sanādapeyya, ambho purisa kiṇ tuihi iminā pāpukena dujiviena mataṇi te jivita seyyo ti, iti ottamano iti citta sanikappo anekapariyāyena maraṇavaṇṇani vā saṇivaṇṇeyya maraṇāya vā sanādapeyya, ayaṇṇi pāvajiko hoti asanivāso.” (凡そ又比丘にして、他人の身體を生命より斷つであらう所の者は、(即ち、殺す意)或は自ら刀を手にし、或は刀を手にする者を求め、或は、若し人よ。汝は斯の如き罪ある惡しき生命を以て何の益がある。寧ろ生命より死する事こそ汝にはより善けれ、とて、死の讚辭を讚嘆するか、或は死にまで人を勸誘するか、斯の如き心で、斯の如き決心をなして、或は種々死の讚辭を呈し、人を死に誘ふであらう所の比丘、之も亦、波羅夷にして、僧伽に共住すべからざる者である。』

此の戒は不殺生戒(ahimsā)と云はれ、又、殺人戒(vadhā)と云はる。即ち出家在家に論無く、人を殺し、教へて殺さしめ、或は直接間接種々方便して人を死に導く等を禁ずる大

戒である。此の戒の結制も、當時の社會狀態と餘程重大な關係があると思ふ。

最後に第四波羅夷罪戒は、之を大妄語戒と稱し、單に妄語即ち嘘說誑辭の戒とは違ふので、五戒中の不妄語とは異なるを知らねばならぬ。「四分律」には曰く

『若比丘實無所知、自稱言、我得上人法、我已入聖智勝法、我知是、我見是、彼於異時、若問若不問、欲自清淨故、作是說、我實不知不見言、知言見、虛誑妄語、除增上慢、是比丘波羅夷不共住。』

南方巴利律文は左の如く傳ふ。

“yo paṇa bhikkhu anabhijānani uttarimaṇassadhammani atṭṭhapanāyikani alamariyāññāpadasamanani saṇḍācāreyya, iti jānāmi iti passāmi, tato aparena samayena samanuggāhīyamāno vā asamaṇuggāhīyamāno vā āpanno viṣuddhāpekkho evaṇi vadeyya, ajānani evaṇi ēvuso avaccaṇi jānāmi, apassani passāmi, tucchāni musā vilāpī ti, aññātra adhimānā, ayaṇṇi pāṭijiko hoti asaṇvāso.” (又、凡そ比丘にして人間以上の法を知らずして、是の如きは知り、是の如きは見し」と云つて、自己の有する十分神聖なる智見を表白するであらう所の者、其の後異時に於て、又は問はれつゝある時、又は問はれつゝあらざる時、罪を犯しつゝ、自ら清淨ならん事を希望して、長老よ、斯く知らざるに知れりと語り、見ざるに見しと云ひて、嘘誑の妄

語をなせり」と斯く表白するであらう所の比丘も亦、増上慢を除いては、波羅夷罪にして不共住の者である。』

此の戒は即ち單なる嘘言を指すに非ずして、人間以上の法、即ち神力道果等を妄説するを禁ずるものたる事を知る。故に之を妄説上人法 (Uttaramanusā-dhamma) の戒と呼ぶのである。比丘、一身の利養名聞を貪求せんとし、在家信者の財食を乞得せん爲め、我は聖者、羅漢、我に施す者は大福利を植ふべし、杯と妄説し乍ら、其の實、何等關知する所無きもの、之を大妄語戒と云ふ。其の他の小妄語戒は波逸提罪の規定する所である。但し、大妄語と雖も、利養貪求の念に出でしに非ずして、増上慢心の爲め、大妄語に相應する結果に陥る者があるが、之は後に述べる實例を見れば解るか、波羅夷とはならぬとの除外例である。而して波羅夷妄語の成立するには種々の内規條件が有り、欺かれし者之を悟つて比丘を輕蔑するに至る事も條件にある。

以上述べた様な戒文の、如何にして成立するに至つたか、其の制戒因縁は、後に述べんとする所で、常に社會との關係を併せ見る事を忘れてはならぬのである。(未完)